

1. 対象設備について

機械 及び 装置	映像、音声又は文字情報制作用設備 映画製作設備(現象設備を除く)の内の「照明設備」
	娯楽用設備 映画館又は劇場用設備 映画又は演劇興行設備の内の「照明設備」
建物附属設備	電気設備の内の「照明設備」

注：設備とは、償却資産のことで、光源のみの交換、リニューアルキット(改造)などは対象となりません。

- ・上記の設備で、以下の要件を満たすものについて証明書を発行します。

(1) 採用するメーカーの最新モデルであること。

(2) 一代前モデルと比較して生産性指標(lum/W など)が、年平均1%以上向上していること。

※「最新モデル」とは、一世代前モデルに対し機能や性能に大きな変更をしたものが対象で、色や型番の変更など軽微な変更をしたものはモデル変更に含まれません。

比較は同じ光源のモデル同士になります。例えば蛍光灯器具と LED 器具を比較することはできません。

※「一世代前モデル」とは、同一メーカーの新モデルに対する旧モデルを指し、他メーカーのモデルやユーザーが元々使用していたモデルを指しません。

2. ご申請できる方

- ・ご申請できるのは、**原則として契約者となる元請(施工者)様または照明メーカーです。**
- ・複数のメーカーの製品を採用なさる場合には、個々の照明メーカーで申請することはできないため、契約者となる元請(施工者)様をご申請ください。

3. 証明書の発行申請に必要な書類

(日本照明工業会ホームページ <http://jlma.or.jp/information/seisan.htm> に掲載)

- ・別に掲載の『記入例』を基に、「(様式1) 証明書・別紙」及び「(様式2) チェックリスト①」に必要な事項を記入ください。複数の申請を一緒に送付する場合には、混在しないようご配慮ください。

① (様式1) 証明書 **2部作成：ご申請者様が記入 (うち1部は返却用です)**

代表者名は責任部門長でも可。会社印または責任部門印を2部とも捺印(コピー不可)。税務署に提出される書類ですので、用語を間違えないように記入例を参照ください。

② (様式1) 別紙 **2部作成：ご申請者様が記入 (うち1部は返却用です)**

設備型式が一つの場合は不要です。

設備型式が複数ある場合は別紙に、(様式2) チェックリスト①の型式名を記載。

メーカーが複数あっても、型式名のみを1枚に列記してください

③ (様式2) チェックリスト① **1部作成：照明メーカーが記入**

④ 根拠となる資料 **1部作成：照明メーカーが作成添付**

最新モデルであること及び生産性向上が年平均1%以上であることを確認できる資料(各販売開始年度、指標が確認できるカタログなどのコピー等)。

※日本照明工業会の会員メーカーの場合は専用書式★に必要な事項記入。

★【当該設備の販売開始年度および生産性向上率証明書】と【旧モデルなし理由書】が必要です。

コピー不可ですので、原本或いはPDFで提出お願いします。

⑤ 「生産性向上設備投資促進税制」証明申請内容確認票 **1部作成：ご申請者様が記入**

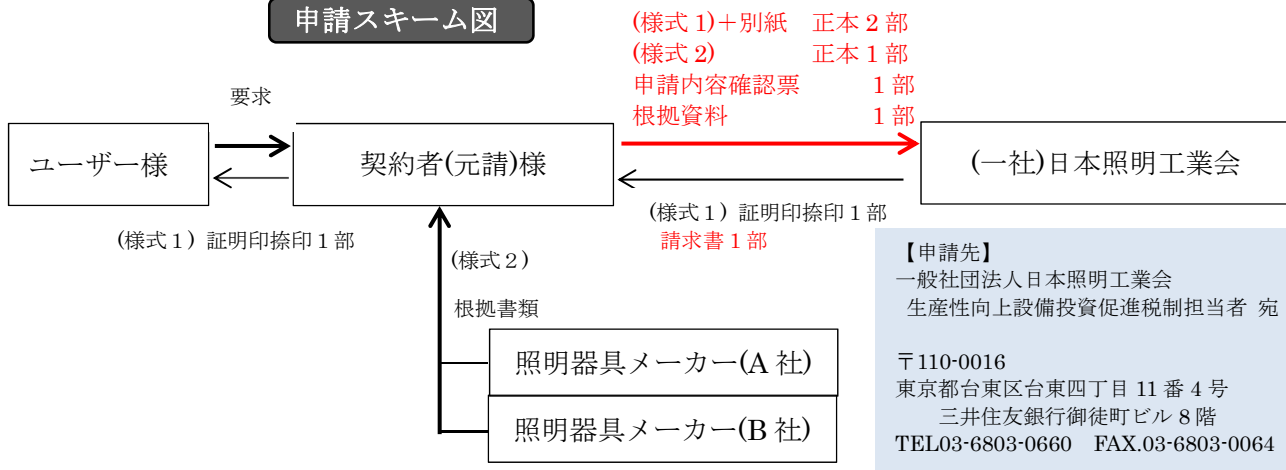
必要な書類がそろっているか、内容に不備がないかチェックしてください。

PSEマーク確認、請求書宛先記入など記載をお願いします。

⑥ 返送用封筒 (A4サイズが折り曲げずに入る大きさ)

450円切手(簡易書留代)を貼り付け、返送宛先(敬称含)を記入してください。

申請スキーム図



4. 事務費用

1件につき 2,000円 [消費税含む]

なお、以下の場合には加算手数料を申し受けます。

- 1件当たりの設備機種数が10機種を超える場合
10機種を越えるごとに500円の加算を申し受けます。

例：
1 1～10機種の場合 2,000円
1 1～20機種の場合 2,500円
2 1～30機種の場合 3,000円

- 書類不足や記入事項に不備などがあり、書類を再提出頂く場合
再提出1回につき2,000円の加算を申し受けます。

例：設備機種18機種で書類再提出が2回あった場合
初回申請 再提出 再提出
2,500円 + 2,000円 + 2,000円 = 6,500円

- 【ご注意】 ご申請者のご都合で申請を取り下げる場合及び対象外だった場合にも
上記費用を申し受けます。
また申請書類などは返却いたしません。

証明書に請求書を添付して送付しますので、到着次第お振り込み願います。

もし、請求先が申請者と異なる場合は、その旨を証明申請内容確認票に記載下さい。

- ※ 請求書の再発行につきましては、元の請求額に手数料500円を加算させていただきます。
- ※ 振込依頼書(支払い依頼書)などの記入や領収書の発行は致しかねます。

5. 標準処理期間

申請に対する処理をするまでに通常要すべき標準的な期間は、当該申請に必要なすべての書類が(一社)日本照明工業会に到達してから実働30日間です。

ただし申請書類の不備、申請者の都合等により別途必要となる期間、12月29日～12月31日、1月1日～1月4日、土曜、日曜、祝祭日は、標準処理期間には含まれないものとします。

※処理進捗に関するお問い合わせにはお応えできません。実働30日間を過ぎても証明書が届かない場合のみ、お調べいたします。

6. 税制についての問い合わせ先

詳細は、経済産業省のホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 生産性税制電話相談窓口 03-3501-1565

対応時間：平日 9:00～12:00、13:00～17:30

尚、設備の資産分類に関するお問い合わせは、所轄の税務署にお尋ねください。